

長与町議会議員政治倫理条例施行規程

平成27年12月24日
規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長与町議会議員政治倫理条例（平成25年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査請求)

第2条 条例第6条の規定による審査請求は、政治倫理基準等違反審査請求書（様式第1号。以下、「審査請求書」という。）によるものとする。

2 審査請求書への記入は、審査請求が行われる日前60日以内に行われたものでなければならない。

(審査請求書の受理後の手続き)

第3条 議長は、前条の規定による審査請求書を受理したときは、当該審査請求にかかる署名人が議員の選挙権を有する者であることについて、長与町選挙管理委員会に確認を求めものとする。

2 議長は、当該審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下する。

- (1) 前項の確認により、条例第6条に規定する人数に満たなくなったとき。
- (2) 条例第6条に規定する要件に該当しないとき。
- (3) 記載事項に不備があるとき。

3 議長は、前項の規定により審査請求を却下したときは、審査請求却下通知書（様式第2号）により審査請求代表者に通知するものとする。

(委員会の審査結果等の通知)

第4条 条例第9条第1項に規定する委員会の審査結果は、委員会審査結果報告書（様式第3号）によるものとする。

2 条例第9条第2項に規定する対象議員への審査結果の通知は、委員会審査結果通知書（様式第4号）によるものとする。

3 条例第9条第3項に規定する弁明の申立ては、前項の通知書受領日から7日以内に、弁明申立書（様式第5号）により提出するものとする。

(対象議員及び議会の措置)

第5条 条例第10条第2項に規定する公開の議場における陳謝は、長与町議会会議規則第113条の規定を準用する。

2 条例第10条第3項に規定する代表者への通知は、審査結果通知書（様式第6号）によるものとし、措置の内容の公表は議会ホームページ及び議会だよりで行う。

(説明会)

第6条 条例第11条に規定する説明会の開催請求は、説明会開催請求書によるものとし、第2条及び第3条の規定を準用する。この場合において、第2条及び第3条中「条例第6条」とあるのは「条例第11条」と、「審査請求」とあるのは「開催請求」と、「政治倫理基準等違反」とあるのは「説明会」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 議長は、前項の規定により説明会を開催するときは、開催の日時及び場所その他必要事項を開催予定日の14日前までに告示するものとする。

3 対象議員は、補佐人届（様式第7号）を事前に議長に提出することにより、補佐人を同席させることができる。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成27年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月4日から施行する。

年 月 日

長与町議会議長 様

審査請求代表者

住所 長与町

氏名

印

電話

— —

政治倫理基準等違反審査請求書

長与町議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり審査請求します。

- 1 審査請求対象議員 議員
- 2 違反したと認められる政治倫理基準等
長与町議会議員政治倫理条例第 条第 号違反
- 3 審査請求の対象となる事由

私は、上記審査請求について賛同し署名します。署名にあたり、私が議員の選挙権を有する者であることについて、長与町選挙管理委員会に確認を求めることに同意します。

確認欄	署名年月日	住 所	氏 名	生年月日
	年 月 日	長与町		年 月 日
	年 月 日	長与町		年 月 日
	年 月 日	長与町		年 月 日
	年 月 日	長与町		年 月 日
	年 月 日	長与町		年 月 日

【記入上の注意事項】

- 1 確認欄は、記入しないでください。
- 2 署名は、審査請求が行われる日前60日以内に行われたもので、議員の選挙権を有する町民に限ります。
- 3 署名欄は、すべて自署してください。審査請求代表者も署名欄への署名が必要です。
- 4 審査請求には、50人以上の署名が必要です。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

審査請求代表者

様

長与町議会議長



審査請求却下通知書

年 月 日付けの長与町議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づく審査請求につきましては、次の理由により申請を却下しましたので、長与町議会議員政治倫理条例施行規程第3条第2項の規定に基づき通知します。

【理由】

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

長与町議会議長 様

長与町議会〇〇〇〇特別委員会
委員長

㊟

委員会審査結果報告書

年 月 日付け審査請求について、長与町議会〇〇〇〇特別委員会で審査した結果を長与町議会議員政治倫理条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

審査請求対象議員名	
政治倫理基準該当条項	長与町議会議員政治倫理条例第 条第 号
政治倫理基準 違反の疑いの内容	
審 査 結 果	
違反認定時の措置 及び措置の事由	

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

長与町議会議員

様

長与町議会議長



委員会審査結果通知書

年 月 日付け審査請求について、長与町議会〇〇〇〇特別委員会から審査結果の報告がありましたので、長与町議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

なお、報告書の内容について不服があるときは、同条例第9条第3項の規定により、本通知書受領後7日以内に文書により弁明の申立てができることを申し添えます。

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

長与町議会議長 様

長与町議会議員

印

弁明申立書

年 月 日付け委員会審査結果通知書を受領しましたが、長与町議会議員政治倫理条例第9条第3項の規定に基づき、次のとおり弁明を申し立てます。

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

審査請求代表者

様

長与町議会議長



審査結果通知書

年 月 日付け審査請求について、長与町議会〇〇〇〇特別委員会から審査結果の報告がありましたので、長与町議会議員政治倫理条例第10条第3項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

なお、審査結果につきましては、議会で議長報告をするとともに、議会ホームページ及び議会だよりでも公表いたします。

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

長与町議会議長 様

長与町議会議員

印

補佐人届

年 月 日開催の説明会に下記補佐人を同席させますので、長与町議会議員政治
倫理条例施行規程第6条第3項の規定により提出します。

記

住 所

氏 名

生年月日